

中島汽船株式会社 御中

貸切船運航予約申込書

団体名			
代表者		電話	
乗客数	大人	車両数	
	小人		
取扱旅行社名			
担当者		電話	
始発港・到着港			
開始日		船舶名	Tel
終了日			
貸切料金(税込み)		内申込金	
運航計画			

中島汽船株式会社の貸切船運航規約を了承し、上記のとおり貸切船の運航を予約します。

平成 年 月 日

住所

氏名

中島汽船株式会社貸切船運航規約

1. 運航の受付と運航契約の成立及び申込金

- ・貸切船の運航予約は、運航予定日の6ヶ月前から受付します。
- ・運航契約は、申込金のお支払いを頂いた時点で成立します。
- ・申込金は、貸切船の料金又はキャンセル料の一部として取り扱います。
- ・申込金は、契約額の30%以上とします。
- ・申込金が、運航日の20日前までに申込金が支払われない場合は、キャンセルとして取り扱います。
- ・当社が了解した場合は、申込金は免除されます。その場合、運航予約申込書と当社の運航引受書の交換で契約が成立したとみなします。

2. お客様からの契約解除

- ・お客様は、いつでも所定のキャンセル料をお支払いいただいて、契約を解除することが出来ます。
- ・キャンセル料は次のとおりです。
 - ① 20日前から11日前まで、契約額の10%
 - ② 10日前から5日前まで、契約額の20%
 - ③ 4日前から2日前まで、契約額の40%
 - ④ 前日及び当日は、契約額の100%

3. 運航の中止又は変更する場合

- ① 運航航路及び発着港の気象・海象が次の数値のいずれかに達した場合、あるいは達すると予想される場合
[風速 12m以上 波高 1.2m以上 視程 500m以下]
- ② 強風・波浪注意報、警報が発令された場合
- ③ 運航前日の気象予報で、運航海域における運航日の「波高が1.5m以上」と発表された場合
- ④ 当社所有の、定期航路に就航している船舶が故障した場合
- ⑤ 貸出予定の船舶が故障したことにより、貸出が不可能になった場合
- ⑥ 天災、火災、海難（港湾施設の損傷も含む）など、やむを得ない事由が発生した場合
- ⑦ 官公署の命令、要請があった場合
- ⑧ お客様の行為等により、安全かつ円滑に運航が困難と判断した場合

4. 運航中止による返金

- ・上記①～⑦までの事由により運航を中止した場合は、全額返金いたします。
- ・上記⑧の事由あるいは、お客様の要望により、運航を中止した場合は、料金等の払い戻しはいたしません。
- ・何らかの事象により、やむなく途中で運航を中止した場合は、運航の配分を計算し、差額は返金いたします。